

○木更津市道路占用料徴収条例

昭和29年1月9日条例第32号

改正

昭和46年3月31日条例第22号

昭和52年3月30日条例第20号

昭和58年3月29日条例第13号

昭和60年3月30日条例第9号

昭和61年3月28日条例第9号

昭和62年3月27日条例第15号

平成元年3月28日条例第17号

平成4年3月27日条例第6号

平成19年9月29日条例第22号

平成22年7月1日条例第16号

木更津市道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、市が徴収する道路占用料の額及びその徴収方法について定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収)

第3条 占用料は、道路の占用を許可した日から1月以内に納入通知書によりその金額を徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の4月30日までに徴収する。

2 市長は、占用料が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額を納付することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず道路占用者の申請により当該年度内において3回以内に分割徴収することができる。

(占用料の還付)

第4条 既納の占用料は還付しない。ただし、道路管理者が法第71条第2項各号に掲げる事由に基づき道路の占用の許可を取り消した場合において、許可の日から取り消した日までの期間につき算出した占用料の額を差し引いた額の占用料についてはこの限りでない。

(占用料の減免)

第5条 道路占用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、市長が必要と認めるときは、第2条の規定にかかわらず、道路占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 国の行う事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第18条に規定する事業を除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の実行する事業により占有するとき。
- (2) 祭典、縁日等の際してのぼり、アーチ等を設置するとき又は慣習により松かざり等を設置するとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか公共の利益となる事業により占有するとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に許可を受けて道路を占有しているものについては、昭和29年4月1日からこの条例を適用する。

附 則（昭和46年3月31日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 道路の占有について既に許可を受けたものに係る占用料で、この条例施行の日の前日までに徴収すべき占用料（以下「改正前の占用料」という。）の額については、なお従前の例による。

(占用料の調整)

- 3 この条例施行の日の前日までに道路の占有について許可を受け、占有の期間が昭和46年度以降にわたる占有者に係る昭和46年度以降の各年度の占用料の額は、当該占有物件について徴収すべき占用料（以下「改正後の占用料」という。）の額が前年度の占用料の額に1.5を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、当該調整占用料額とする。この場合において改正前の占用料の額と改正後の占用料の額との差額（以下「占用料の差額」という。）が2万円以下の占有者については、昭和46年度の占用料の額は改正前の占用料の額に占用料の差額の50パーセントを加えた額とし、昭和47年度の占用料の額は改正後の占用料の額とする。

附 則（昭和52年 3 月30日 条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

- 2 道路の占有について既に許可を受けたものに係る占有料で、この条例施行の日の前日までに徴収すべき占有料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年 3 月29日 条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行日前に道路の占有について許可を受けたものに係る占有料で、この条例施行の日の前日までに徴収すべき占有料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 3 月30日 条例第 9 号）

この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月28日 条例第 9 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行日前に道路の占有について許可を受けたものに係る占有料で、この条例施行の日の前日までに徴収すべき占有料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年 3 月27日 条例第15号）

この条例は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月28日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行日前に道路の占有について許可を受けたものに係る占有料で、この条例施行の日の前日までに徴収すべき占有料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 3 月27日 条例第 6 号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、（中略）平成4年4月1日から（中略）施行する。

（木更津市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 平成4年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により道路の占用の許可を受けた者の占用の期間（当該占用の期間が平成4年度以後にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、平成4年3月31日までの期間に限る。）に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月29日条例第22号抄）

（施行期日）

1 この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（平成22年7月1日条例第16号）

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

別表（第2条）

占用物件		占用料		
		単位	金額	
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	電柱類（支線及び支線柱を含む。）	1本1年につき	1,100円	
	街灯（電柱類であるものを除く。）		250円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	770円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		300円	
	広告塔	表示面積1平方メ ートル1年につき	3,420円	
	その他のもの	線類	長さ1メートル1 年につき	50円
その他		占用面積1平方メ ートル1年につき	770円	
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	法第35条に規定する事業 のために設けるもの及び 法第36条に規定するもの	外径が0.2メートル未満 のもの 外径が0.2メートル以上	長さ1メートル1 年につき	80円
				160円

		0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		390円
		外径が1メートル以上の もの		800円
	その他のもの	外径が0.2メートル未満 のもの	長さ1メートル1 年につき	100円
		外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの		210円
		外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		530円
		外径が1メートル以上の もの		1,050円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占有面積1平方メ	600円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			ートル1年につき	770円
法第32条第1 項第5号に掲 げる施設	上空又は地下に設ける通路		占有面積1平方メ	1,680円
	その他のもの		ートル1年につき	770円
法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メ ートル1日につき	61円 (使用 期間が 1月以 上の使 用料に ついて は60円)
	その他のもの		占有面積1平方メ ートル1月につき	310円
施行令第7条	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メ	310円

第1号に掲げる物件	を除く。)		一トル1月につき	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	3,420円
	標識		1本1年につき	640円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	36円 (使用期間が1月以上の使用料については35円)
		その他のもの	1本1月につき	310円
	パーキングメーター		1本1年につき	200円
	幕(施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	36円 (使用期間が1月以上の使用料については35円)
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	310円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	3,420円
		その他のもの		1,820円
施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートル1月につき	310円	
施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる			80円	

施設		
----	--	--

備考

- 1 「法」とは、道路法（昭和27年法律第180号）をいう。
- 2 「施行令」とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 3 占用料の徴収額が1件100円未満のときは、100円とする。
- 4 面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 5 長さ1メートル未満であるとき、又は長さ1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 7 この表により算定した占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。